

鳥獣の保護と管理に関する情報の収集基盤の整備に関する現行基本指針の記述

項目	記述抜粋	頁
<p>I 第一 3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性</p> <p>(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築</p>	<p>⑤ 科学的・計画的な保護及び管理の進め方</p> <p>人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護及び管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護及び管理はもとより、個別の有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。</p> <p>⑥ 科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備</p> <p>鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理の推進を図るためには、生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠であり、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。</p> <p>また、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護管理員、技術者及び鳥獣の管理の一端を担う狩猟者の育成を図り、あわせて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、地域における個体数推定等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護及び管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、あわせて、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等を行う事業者の育成に努めるものとする。</p>	<p>P6</p>
<p>第二 1 制度上の区分に応じた保護及び管理</p> <p>(2) 狩猟鳥獣</p> <p>② 保護及び管理の考え方</p>	<p>② 保護及び管理の考え方</p> <p>狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。</p> <p>国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。</p>	<p>P8</p>

<p>I 第二 3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進</p>	<p>3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進</p> <p>科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するためには、鳥獣の分布、個体群動態、生息数、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。</p> <p>また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。</p> <p>このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）による捕獲、捕獲許可による捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発、効率的な捕獲技術、捕獲個体の活用や処分に係る技術等の開発等の鳥獣の保護及び管理に資する調査研究・技術開発についても推進するものとする。</p> <p>また、国は、都道府県の協力を得て、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。</p> <p>さらに、II第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。</p> <p>なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。</p>	<p>P12</p>
<p>I 第三 1 特定鳥獣の適切な保護及び管理</p>	<p>(1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方</p> <p>④ 科学的及び順応的管理の推進</p> <p>広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。</p> <p>広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。</p> <p>科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の</p>	<p>P13</p>

	<p>地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。</p>	
<p>第五 鳥獣保護区の指定及び管理</p>	<p>1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理</p> <p>鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努めるものとする。</p> <p>(1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方</p> <p>国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。(中略)</p> <p>都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。</p>	P18
<p>第十一 関係主体の役割の明確化と連携</p> <p>1 関係主体ごとの役割</p>	<p>(2) 地方公共団体の役割</p> <p>ア 都道府県</p> <p>(中略)</p> <p>具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成並びに鳥獣保護管理事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。</p> <p>特に、当該都道府県内における鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することとする。さらに、各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。なお、都道府県は、当該都道府県内における保護又は管理すべき鳥獣について、必要に応じて、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力を努めるものとする。</p>	P22
<p>I 第十二 2 関係主体の連携</p>	<p>(2) 特定計画等</p> <p>(中略)</p> <p>さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護及び管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的</p>	P23

	<p>な個体群管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組みのための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護及び管理を進めるものとする。</p>	
<p>Ⅱ 第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項</p>	<p>4 保護又は管理の目標</p> <p>希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。</p> <p>目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進めるものとする。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。</p>	P25
<p>Ⅲ 第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p>	<p>(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集</p> <p>鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。</p>	P39
<p>Ⅲ 第六 特定計画の作成に関する事項</p>	<p>5 保護又は管理の目標</p> <p>(中略)</p> <p>目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。</p>	P54
<p>Ⅲ 第六 9 計画の作成及び実行手続</p>	<p>(7) モニタリング</p> <p>第一種特定鳥獣又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。特に、第二種特定鳥獣については個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）については確実な情報収集に努めるものとする。また、</p>	P62

	<p>モニタリング結果の概要については、公表するものとする。</p> <p>なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。</p> <p>国は、都道府県に対して適切な調査手法等の提案や助言を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>III</p>	<p>第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</p> <p>鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込み、実施に努めるものとする。</p> <p>また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。</p> <p>なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。</p> <p>さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。</p> <p>1 鳥獣保護対策調査</p> <p>都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。</p> <p>なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。</p> <p>また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護及び管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。</p> <p>(1) 鳥獣生息分布等調査</p> <p>鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。</p> <p>なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び管理対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生</p>	

息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとする。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。

3 狩猟対策調査

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

(1) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

クマ類、イノシシ、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

	<p>また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 放鳥効果測定調査</p> <p>放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。</p> <p>調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。</p> <p>(3) 狩猟実態調査</p> <p>狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。</p> <p>調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。</p> <p>特にクマ類については、科学的な保護及び管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。</p> <p>4 鳥獣管理対策調査</p> <p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。</p> <p>なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護管理員においてもその把握に努めるものとする。</p>	
IV	<p>第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証するものとする。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証するものとする。</p> <p>さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討するものとする。</p> <p>また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生</p>	P80

息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成するものとする。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努めるものとする。